

## <異なるワクチンの接種間隔について>

令和2年10月より、予防接種法に基づく定期接種の接種間隔に関する改正が行われ、制限が一部緩和されることとなりました。

これまで		改正後 (R2.10月～)	
接種ワクチン	→	接種ワクチン	→
<b>注射生ワクチン</b> (BCG、麻しん及び風しん、水痘、おたふくかぜ など)	27日以上 →	<b>注射生ワクチン</b> 経口生ワクチン 不活化ワクチン	<b>27日以上</b> → 制限なし →
<b>経口生ワクチン</b> (ロタウイルス)	27日以上 →	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン	制限なし →
<b>不活化ワクチン</b> (ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、4種混合、日本脳炎、ジフテリア及び破傷風、子宮頸がん予防、インフルエンザ など)	6日以上 →	注射生ワクチン 経口生ワクチン 不活化ワクチン	制限なし →

※同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

※生ワクチン接種後4週間、不活化ワクチン接種後1週間は体調の変化に注意が必要です。

※同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限は添付文書に従うことになります。